

消費生活センターだより

No.111

発行日

R2.7.1

契約＝約束（簡単にキャンセルできない）

契約する前にチェックしよう！

カタログ通販、インターネット通販、テレビショッピングなど、自宅にいながら買い物ができる通信販売はとても便利なサービスです。この通信販売には、物を買う以外にもサービスを受けるための契約（インターネットアプリ等）も含まれます。通信販売は自分で商品を選び注文（契約）するため、クーリング・オフ制度がありません。返品や解約の際は業者の規約に従うこととなりますので、注意が必要です。

注文前、ここに注目！

- ・販売店の住所・連絡先電話番号の情報がしっかり記載されているか確認しましょう
- ・安全な取引ができるか、口コミや評価を確認しましょう
- ・利用規約はすべて読むのは大変ですが、最低限、返品・交換・解約についての項目は確認しておきましょう

実在する会社かな？



さらに備えて安心



注文画面の
スクリーンショットを
保存しておく

定期購入に
なっていないか
今一度確認！

振込先が
個人口座の場合
注意が必要



いわて消費者トラブル防止啓発
キャラクター までのすけ

消費生活センターは消費生活に関する相談窓口です。専門の相談員が契約トラブル等の相談を受け付け、助言や必要に応じてあっせんを行います。相談は無料ですのでお気軽にご相談ください。

久慈市消費生活センター ☎0194-54-8004

多重債務者 弁護士無料相談

借金問題でお悩みの方のために、弁護士による無料相談会を開催しています。
一人で悩まず、弁護士や相談員と一緒に解決方法を見つけましょう。

相談日： 7月30日(木)

時間： 午前10時～午後3時(一人40分間)

問い合わせ：**要予約** 久慈市消費生活センター ☎ 54-8004



※相談時間に限りがございますので、事前に消費生活相談員と打ち合わせをおすすめします。

※多重債務以外の相談も可能ですので、お問い合わせください

令和2年度

久慈市消費生活センター

出張相談会開催中!

悪質商法などの消費生活トラブル、多重債務などでお困りの方は、お気軽にご利用ください

洋野町民文化会館 セシリアホール	野田村 総合センター	洋野町役場 大野庁舎	普代村役場
7月6日(月)	7月13日(月)	7月20日(月)	
8月3日(月)	8月17日(月)		8月24日(月)

■**要予約** ①13:30～14:10 ②14:10～14:50 ③14:50～15:30

※予約の受け付けは、当日10時までです。

※予約が無い場合、消費生活相談員の派遣は中止となります。

■相談内容に**関係する書類**などは、**忘れずにご持参ください。**



【予約・問い合わせ】久慈市消費生活センター ☎ 54-8004

消費生活 NEWS

通信販売の広告表示義務

通信販売を利用する際、私たち消費者にとって唯一の情報は「広告」です。
広告の記載事項が不十分だったりすると、トラブルにつながるため、特定商取引法では広告に表示する事項を定めています。

販売業者のサイトの下方やカタログ後方に「特定商取引法に基づく表記」などの項目で記載されていますので、最低限、業者名・住所・連絡先電話番号・支払い方法・返品、解約などを確認してみてください。

もっと詳しく知りたい方は、消費生活センターへお問い合わせください。

